

松 山 大 学 論 集
第 32 卷 記 念 号 抜 刷
2 0 2 0 年 8 月 発 行

北宋四川における交子の発生過程について

井 上 正 夫

北宋四川における交子の発生過程について

井 上 正 夫

はじめに

中国では北宋時代（960-1127）に四川地方で交子（紙幣）が流通し始めた。北宋の中心部ではなく、周辺地域に属する四川で紙幣流通が先行する理由に関して、通説は、信用経済の発展の結果とするにとどまり、あまり説得的ではない。

本稿の目的は、四川の交子発生過程を、より論理的に説明する仮説を提示することである。

1 四川の交子発生に関する通説の整理

先行研究においては、交子とは、

- ①「付き合わせて交換するもの」という意味であり、
- ②櫃坊という保管業者の発行する帖（預り状）を原形として、
- ③飛銭という為替のしくみの影響のもと、
- ④10世紀末期から11世紀初頭に、民間において、
- ⑤四川の経済発展を背景として、
- ⑥鉄銭流通の不便を解消すべく発生したが、
- ⑦民間交子の時代には、符牒によって交子の真贋を見極めるしくみの紙幣となった。

としている¹⁾

ただし、すでに指摘されているように²⁾ その説明は次の点で不十分である。

まず、⑤の経済発展については、首都開封や東南地方も四川と同等以上の発展はあったはずなので、四川での紙幣の先行出現を整合的に説明できない³⁾

次に、⑥の鉄銭の不便とは、第1に鉄銭の過重、第2に鉄銭不足と考えられているが、そのうち、第1の鉄銭過重については、「鉄銭の不便は商人の信用を作り出すものではない」（加藤 1953, 5頁）という批判があるのは当然であろう。また、銅銭の方も重量は相当なものだという指摘があるように（宮澤 2017, 5頁）、過重により紙幣が発生するならば、銅銭流通圏でも紙幣は発生したはずである。確かに、『宋史』巻181の会子には「患蜀人鉄銭重，不便貿易」（脱脱 1985, 4403頁）とあり、過重説には少なくとも史料上の根拠はある。しかし、同じように鉄銭が流通した陝西地方⁴⁾には交子が発生しなかったことから見ても⁵⁾、鉄銭の重量問題では交子発生を説明できない。鉄銭の価値が下落し、取引に大量の鉄銭が必要になったことは不便であり、結果的には交子は鉄銭の不便を解消したとはいえ、鉄銭が重すぎることによって直ちに交子が信認を得るのではない。

第2の鉄銭の不足を交子発生の原因とする考え方は、例えば、『続資治通鑑長編』巻59の景德2（1005）年2月庚辰条に、鉄銭に関して、「自李順作乱，遂罷鑄，民間錢益少，私以交子為市」（李 1979, 1315頁）の記事等を根拠とする。当時、鉄銭過剰により鉄銭価値が下落・不安定化したことは先に述べたとおりで、記事は李順の乱（993年）以降の鑄造停止で安定した鉄銭が消滅したという意味かもしれない。しかし、安定した鉄銭が不足するのは、鉄銭の乱発があったからで、第1の鉄銭過重が示すように既に鉄銭は多すぎたのである。また、東南地方のように銭貨が局地的に不足したという地域でも（井上 1993, 167-170頁）、北宋期に紙幣は発生していなかった。よって、鉄銭不足による説明も妥当ではない。

以上のような疑念は、これまでも多くの先行研究が既に指摘していたものの、結局、通説的にも、交子が四川で先行した理由は信用制度が発達したからとすると止まっている⁶⁾。しかし、一般には、紙幣の発生が信用制度の発展を示すと

考えられているのだから、結局、その説明は同義反復に過ぎない。

そうした中で、四川経済の特質から交子の成立を説明しようとした業績（河原 1980, 3-34 頁）がある。その試論自体は必ずしも有効ではないものの⁷⁾ 四川の貨幣面での異質性に加えて中央への従属性という特質から交子発生 배경を模索しようとした点は見るべきと思われる。以下では、その着眼点に留意しつつ、四川交子の出現過程を論理的に説明することを試みる。

2 四川の構造上の特質から発生する為替

(1) 四川の構造上の特質

まず、四川の経済的特質を列挙しておく。

第 1 には、主要流通貨幣が鉄銭であり、鉄銭の内地への持込は禁止されていたことである。一方、銅銭に関しては、10 世紀末期に四川での銅銭普及が試されたものの、すぐに中止となり、四川への持込は再禁止された（宮崎 1943, 156-164 頁）。このように、四川と内地の間では、現銭による送金に制約があった⁸⁾

第 2 には、塩の不足である。『宋史』巻 183 の塩下の端拱元年（988）7 月条には、「西川食塩不足，許商販階・文州青白塩，峡路井塩，永康軍崖塩，勿収算。」（脱脱 1985, 4472 頁）とあり、四川の塩不足に対して、秦鳳路の階州，利州路の文州，荆湖北路の峡州，成都府の西の永康軍の塩の販売が許可され，免税となっているが，このうち階州と峡州の塩が四川外部からの移入である。

また，同上の康定元年（1040）条には，「先是，益・利塩入最薄，故并食大寧監，解池塩，商賈転販給之。」（脱脱 1985, 4473 頁）とあり，益州や利州の塩不足で夔州路の大寧監の塩に加え，陝西永興軍の解州からも塩を商人が転売していることを伝える。

第 3 には，特産品としての絹の存在である。『宋史』巻 89 地理志にも，「土植宜柘，繭絲織文織麗者窮於天下。」（脱脱，2230 頁）とあるように，四川

の絹製品の品質は国内でも卓越していた（漆侠 1988, 626 頁）。

第4には、銀の内地からの調達が必要だったことである。その理由は、先述の内地からの塩の購入、あるいは中央への税の納入や上供（貢納）の中で、銀を内地に送付する必要があったにもかかわらず、四川では銀が産出されなかったからである。『宋史』巻183 塩下の康定元年（1040）条には、ある官僚の意見として、

川峡素不産銀，而募人以銀易塩，又塩酒場主者亦以銀折歲課，故販者趨京師及陝西市銀以歸，而官得銀復輦置京師，公私勞費。請，聽入銀京師榷貨務或陝西並邈州軍，給券受塩於川峡，或以折塩酒歲課，願入錢，二千當銀一兩。

とある（脱脱 1985, 4473 頁）。その内容は、「四川には銀が産出しないのだが、塩の購入や、製塩所や酒造所の経営者は納税時に銀を換算して支払うので、「販者」（商人）が、都や陝西に赴いて購入し四川に持ち帰り、それが四川の地方機関に入り、中央に送付される（という循環ができています）。これでは、官民ともに多くの労力を費やすことになる。よって、銀を京師の榷貨務か陝西の各州軍に納めて、塩の引換券を与えて四川で塩を受けるとか、塩や酒の税金として換算することを許可し、できれば銅銭建てで支払えるようにして、その換算率は2,000文を銀1両とすべきである。」というものである。

ここでは、四川と内地との間の銀の輸送を省略する方策として、1つは、塩との引換券を利用する方法、もう1つは京師で銅銭を納入する方法が提案されているのだが、当時、四川は内地での銀の調達が必須で、その調達は商人が行っていたことがわかる。

また、貢納（上供）用の銀についても、『宋会要輯稿』食貨17の天禧5年（1021）9月条に、

免夔州買銀稅錢。先是，本州買上供銀，旧例商人齎銀入城者，每兩稅錢四百五十文足。如無鄰州公引，即倍稅之。以是商人罕販鬻，而所買殊少。轉運使以為請，而有是命。

とあり（劉 2014, 6355 頁），「（四川の）夔州での銀の取引税が免除になった背景として、夔州の上供銀の購入は、もともと「商人」が銀を持ち込んでいたのだが、1 両あたり 450 文が課税され、もし隣の州の証明書がない場合には、倍の税額になっていたことが原因で、商人が販売に来なくなり、銀の購入量が少なくなったので、転運使の要請があり、免除令が出た。」としている。この記事からは、上供銀も商人が内地で調達していたことがわかる。

第 5 には、こうした銀商人が内地で銀を購入するためには、内地での銅銭資金の入手が必須になることである。『宋会要輯稿』食貨 37 の天聖 5 年（1027）4 月条には、三司の上奏の中で、益州からの提言として、

川界諸州軍監塩酒場務，並是衙前公人買僕勾当，其年額錢内有分数折變送納，紬絹每匹六千五百，鋌銀每兩五貫五百。緣諸州元無出銀坑冶，自来准望客人將川中匹帛往内地州軍破壳上，収買，到銀送納。

とあり（劉 2014, 6810 頁），内容は、「四川の各州軍は塩業や酒造業の管理をなすのに、すべて現業作務員が徴税請負の事務を行うのだが、年間負担金額のうち一定数を換算納入するのに、紬絹なら 1 匹あたり 6,500 文、銀は 1 両あたり 5,500 文（の比価）である。各州には銀鉱がないので、「客人」（交易商人）が四川の絹を内地に運び売却するのを引き比べて、銀を買収して、銀を送付しているのである。」という。ここでも銀は内地で調達するもので、その原資は内地での絹の売上金である。四川の特質の第 3 に見た四川の特産品が絹であることから考えても、先に見た「販者」「商人」が内地で銀の買付を行う際の銅

銭資金は、絹を扱う交易商人の内地での売上金である⁹⁾。

以上、四川の経済的特質について述べたが、結局、そこでは、銀商人が四川で持つ鉄銭資金と絹商人が内地で創出した銅銭資金との円滑な交換が必要であることを意味する。そして、この四川と内地との間の異なる通貨の交換を可能にさせるのは、為替のしくみにほかならない。『宋史』巻181の会子で、交子の始まりを「会子、交子之法、蓋有_レ取_二於唐之飛銭_一」(脱脱1985, 4403頁)として、飛銭という為替のしくみにあるとしているように、交子は為替文書として登場したとしなければならない。

(2) 為替の進化—しくみの簡略化と払出委託文書の消滅—

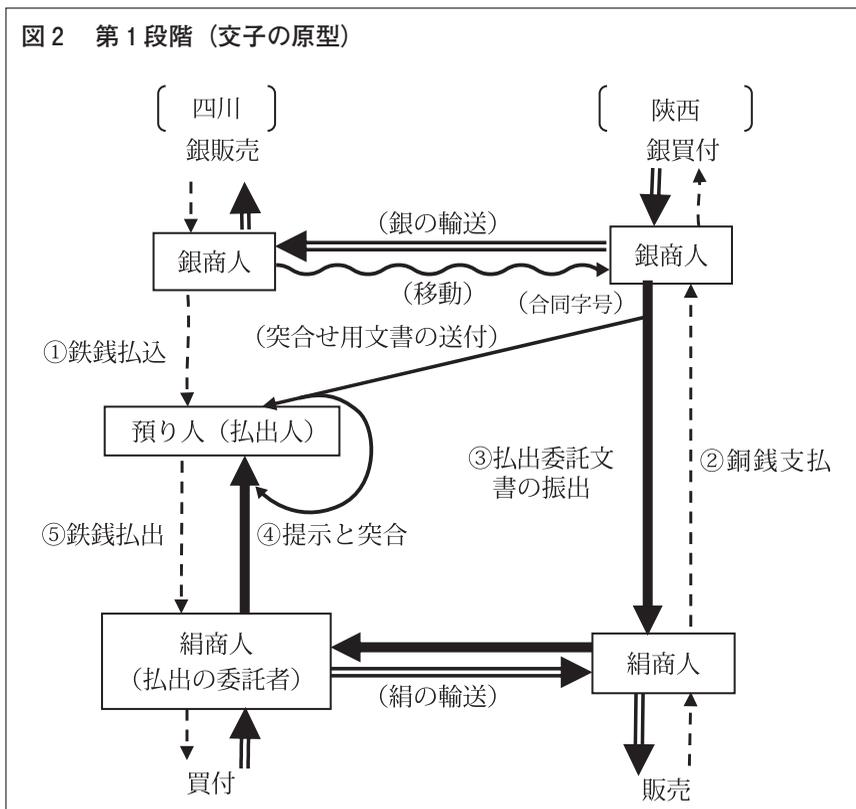
交子発展の「第1段階」が飛銭的形態に近いならば、先に飛銭のしくみを確認しておく必要がある。

第1に、唐代の為替—飛銭—は、商人が、首都で進奏院という連絡事務所に現銭を払込むのと引換に「券」が振出され、商人は券を持って地方に赴き、それを地方機関に提出すれば、地方機関が現銭を払出すものであった(斯波2012, 228頁)。券は、振出人と払出人が異なっていることからみて、振出人から払出人へ宛てた「払出委託文書」である。

第2に、『新唐書』食貨志には飛銭に関して、「以_二輕装_一趨_二四方_一合_レ券乃取_レ之、号_二飛銭_一」(欧1975, 1388-1389頁)とある。よって、券の作成の際には、突合せ用の文書が準備されて、双方の文書の間で合同字号(勘合のための符合)が施され、突合せ用文書の方は進奏院から地方機関に送られて、地方機関が、商人の持ち込んだ券と突合せ用文書との合同字号の合致を確認して払出すしくみであったと考えられている(仁井田1983, 460頁)(図1)。

第3に、飛銭は北宋初期においては政府の「便銭」として継承されたが(仁井田1983, 456-458頁)、商人から見て首都から地方への送金は可能であったものの、四川から内地へ向けての送金は準備されていなかった(宮崎1943, 299-300頁)。

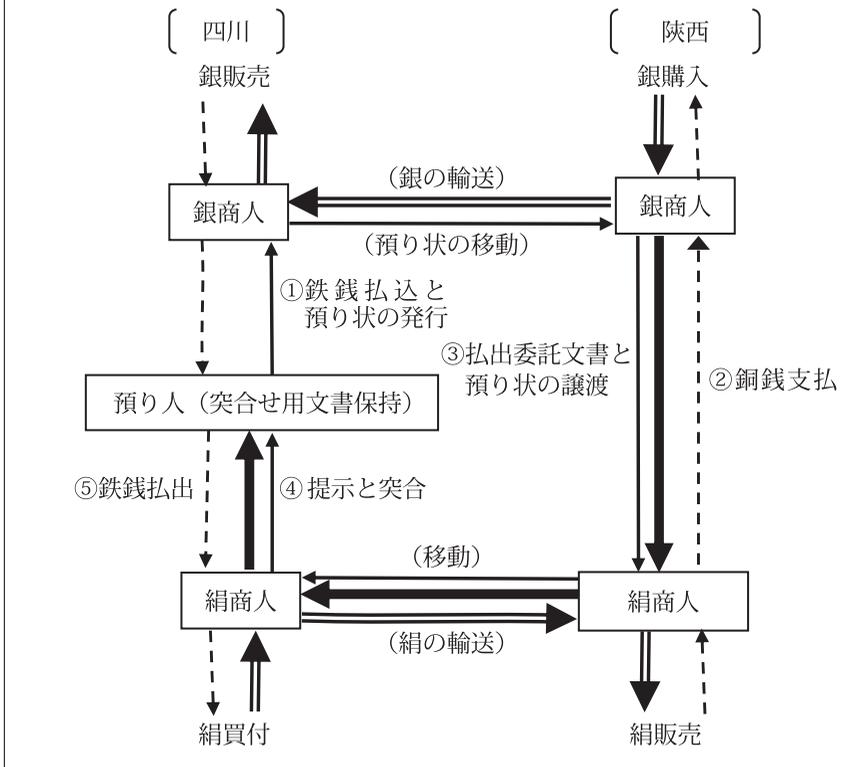
図2 第1段階（交子の原型）



ば送付でき (図1), その送付のための追加費用が発生しないのに対して, 民間人の場合には, 突合せ用文書の送付は容易でない (図2)。預け人 (銀商人) 自身が払出人のところに突合せ用文書を持参するとか, あるいは預け人と預り人の双方に信頼関係がある人物に持参されて送付するとかの方法で送達しなければ, 預り人 (つまり払出人) は, 合同字号による確信を得られない。そのため, この第1段階の為替はそれほど便利ではない。

しかし, 「第2段階」として, この不便性の解決は容易に考案されるはずである。その方法とは, 四川の預り人が鉄銭を預かる際に, 預り状と突合せ用文

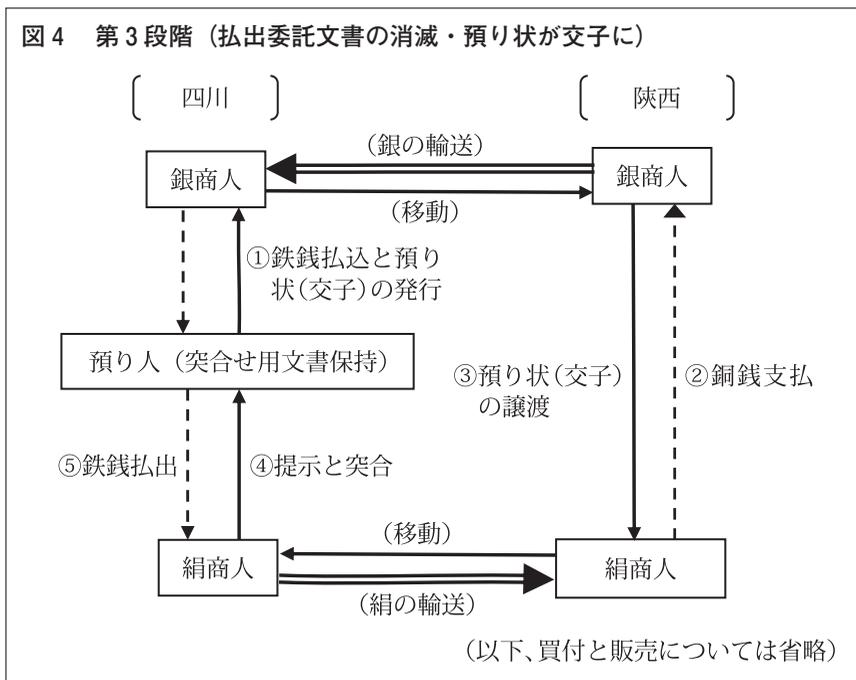
図3 第2段階（預り状を利用する方法の考案）



書とを準備し、双方の間に合同字号を施して、預り状を預け人（銀商人）に交付し、突合せ用文書を預り人の方に留めておくことである（図3）。将来、預け人が払出委託文書を振出す際には、合同字号の施された預り状を添付しておけば、払出委託文書と預り状が同時に預り人のところに持ち込まれ、その預り状と預り人の手元の突合せ用文書との間で合同字号が合致するのを確認して、預り人は、払出委託文書の真正を確信することができる¹⁰⁾

次に、「第3段階」として、そのしくみが繰り返し利用される中で、さらに簡便な方法が考案されるはずである。それは、払出委託文書の作成は省略して、

図4 第3段階（払出委託文書の消滅・預り状が交子に）



陝西から預り人のところに戻ってきた預り状と、預り人の手元にある突合せ用文書との間の合同字号の合致のみで払出すという方法である（図4）。これによって、預り人は払出委託人や預り状の持参人の真正を確信することはできなくなるけれど、払出委託人が預け人であるという制約がなくなることは、預り状の譲渡性が高まることを意味する。あるいは、譲渡性を高めるために、委託文書の省略が考案されたというべきかもしれない¹⁾

いずれにせよ、この方法の確立により、払出委託文書たる交子は消滅する。それにかわって、かつて払出委託文書に添付されていた預り状の方が交子と呼称されるに至る。なぜならば、その預り状が、かつての交子と一体的に利用された過去を持ち、なお為替文書として機能しており、依然として合同字号を突き合わせて利用されているからである。先行研究では、櫃坊という保管業者の

発行する預り状を交子の始まりとする説もあるが（宮崎 1943, 326 頁）、その仮説ならば交子はどの都市にでも発生しうる。むしろ、四川の特質から飛銭的な第 1 段階の為替が発生し、第 3 段階に至って預り状の形態になったと考えた方が、四川のみで紙幣が発生したこととの間で整合的である¹²⁾

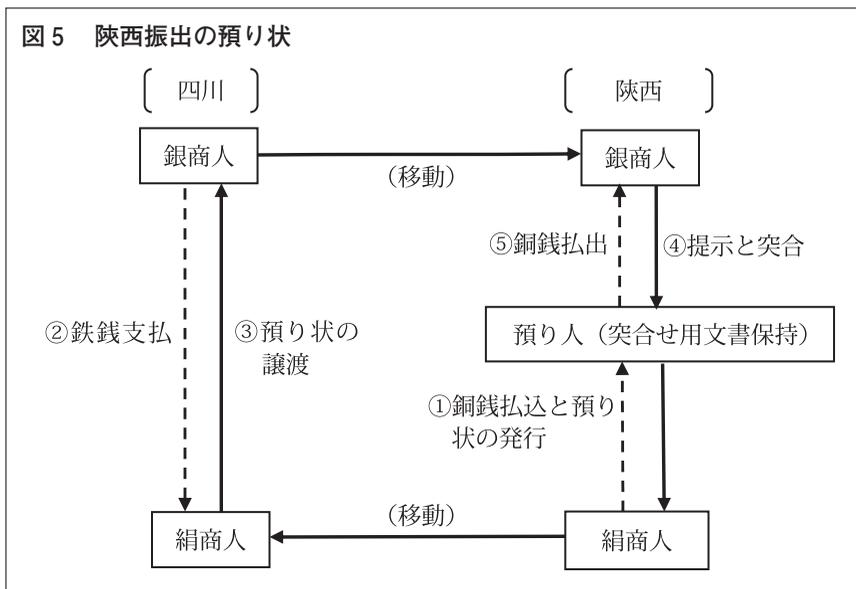
3 四川振出の私交子への収束

ここまで、四川経済の特質により、為替文書としての預り状である交子が発生することを述べた。ただし、そのもとで発生する交子は、四川振出である必要はない。

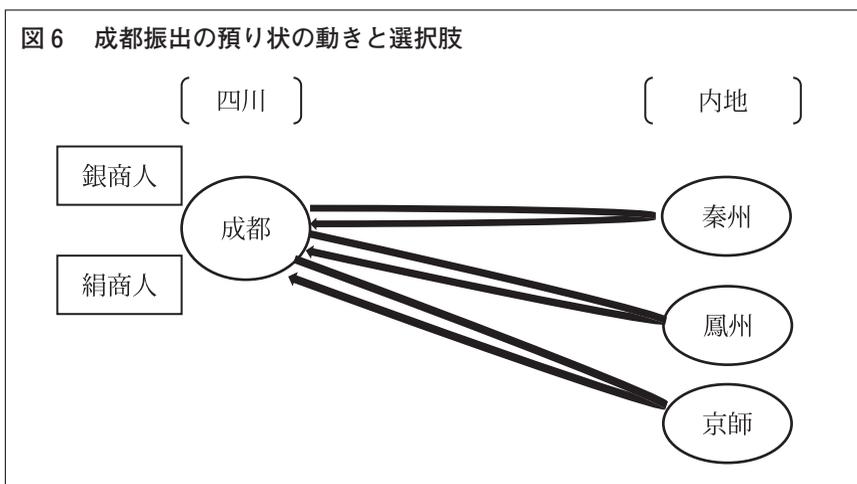
例えば、陝西において絹商人が銅銭を預けた際に振出される預り状であっても、それを絹商人が四川に持ち帰り、陝西の銅銭資金獲得を希望する銀商人（あるいは、陝西から四川に来た塩商人等）に対して売却し、それを銀商人が陝西に持ち込んで銅銭の払出を受けるしくみでも送金上の効果は同じである（図 5）。よって、為替から発生する交子は、陝西振出でもよいことになる。しかし、実際には、交子が本格的に流通したのは陝西ではなく四川である。それは何故か。理由は、この為替が、銀の買付を目的としていることに求められる。

ここで、交子が流通しはじめた北宋初期における主要な銀産地を確認すると、陝西秦鳳路の秦州太平監と鳳州開宝監、荆湖南路の桂陽監の 3 か所である（漆 1988, 567 頁）。一方、先に見た『宋史』巻 183 の塩下の 1040 年の記事では、「販者趨_二京師及陝西_一市_レ銀以_レ帰」（脱脱 1985, 4473 頁）とあったから、四川の銀商人の買付は、陝西では秦鳳路にあるこの 2 つの銀産地においてなされたと考えられる。一方、京師は銀産地ではないものの、地方から銀が流入するので、京師での銀調達が可能である。つまり、四川の銀商人にとって、銀の買付は、内地のすべての場所で可能というわけではなく、また、1 か所というわけでもなく、少なくとも陝西と京師の合計 3 か所の選択肢があったことになる。その上で、銀商人の立場から見ると、為替文書としての預り状は、陝西振出と四川振出のどちらが便利であろうか。

図5 陝西振出の預り状



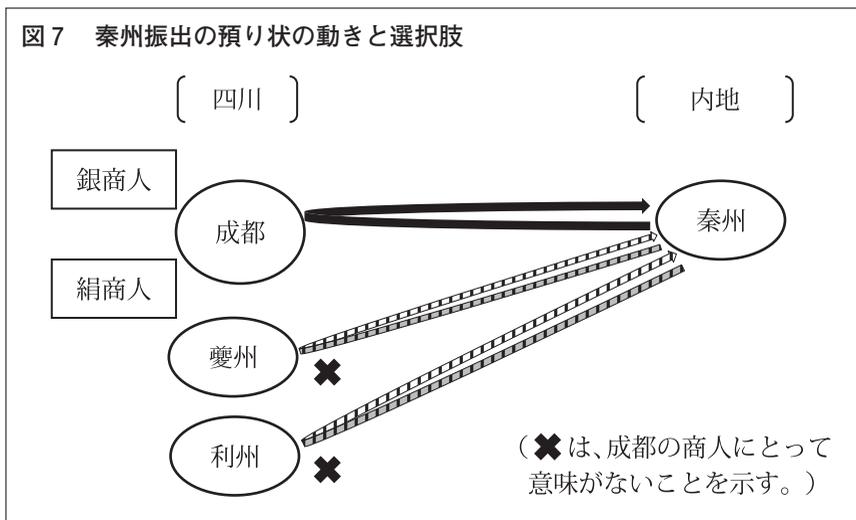
まず、四川振出の預り状の一例として、成都振出のものを考えよう(図6)。それを利用しようとするものは、成都を根拠地とする銀商人と絹商人である。銀商人は成都で銀を納入し鉄銭を受け、一方の絹商人は成都周辺で絹を買付する関係上、両者は、成都の預り人を通じて鉄銭資金を授受することになる。そして、この場合、成都振出の預り状は、振出後も、成都の絹商人の販売地と銀の買付地とを調整して、内地での銅銭調達地を選択できる。成都を出発した時には、秦州を目指していたとしても、状況変化によっては、鳳州で、あるいは京師で、成都の絹商人の販売に吸着していくことができる。つまり、1つの預り状は、最終的には、例えば、成都と秦州という一組の2地点間の送金のみを可能にするに過ぎないのだが、振出後から内地での譲渡時までは、秦州・鳳州・京師という3方向への送金の選択肢を持つのである。また、複数の交子を準備していれば、鳳州での銀購入量が不十分な場合も、秦州に行き銀の補充をすることもできる。



これに対して、陝西の、例えば秦州振出の預り状は、四川からの送金に関して、振出地である秦州への送金を可能にするだけで、他の選択肢はない（図7）。このため、たとえ絹商人が秦州振出の預り状を成都にもたらしても、銀商人にとっては、秦州での銀購入量が、成都出発の時点では不確実であるから、成都で鉄銭資金を手放してしまいながら、送金先が秦州に限られてしまうのは危険である。この点で、秦州振出の預り状は、成都振出の預り状と比較して不便となる。

もっとも、成都の絹商人から見れば、成都振出の預り状も、秦州でうまく入手できないという不確実性はある。銀商人が、都合よく秦州に到来するかどうかはわからないからである。そこで、絹商人は現地の秦州で秦州振出の預り状を入手し、送金する方法をとってもよいのだが、結局、その送金先は自分の根拠地の成都に限られていて、選択肢は1つしかない。しかも、その秦州振出の預り状を購入する銀商人が成都で待っているかどうかは不確実である。こうなると、秦州振出の預り状は、絹商人にとってもあまり便利なものでもなくなる

図7 秦州振出の預り状の動きと選択肢



のである。もちろん、成都振出の預り状にも、絹商人から見て、秦州で銀商人の到来をあてもなく待つという不確実性はあるのだが、双方の商人の拠点と同じであるために、事前調整も可能で、不確実性を低下させることも可能である。

ようするに、銀商人と絹商人が成都という共通の根拠地を持ち、内地の銀買付地が3か所存在し、絹の販売地には制限がない場合、成都を起点に複数の送金先を確保可能な成都振出の預り状の方が、秦州振出の預り状よりも、銀商人と絹商人にとっては、便利なのである。

次に、同様のことを、四川とは反対側の内地の方から考えてみよう。もしも、内地の陝西にも、四川方面への貢納の負担による同様の負担があり、四川での鉄銭資金調達が必要であったと仮定したならば、先と同じ理由—例えば、秦州商人にとって、四川での買付地の選択肢を広げるという意味—で、秦州振出の預り状が優位になったはずである。この場合には、先の成都振出の預り状と秦州振出の預り状はそれぞれの優位性をもつことによって、両者が混交して使用されたかもしれない。

しかし、実際には、陝西はじめ内地の各地域は、四川に対しての恒常的負担はなく、もとより四川で資金を確保させる強制力が存在しない。四川が常に内地での銀買付の資金確保を必須としているのに対して、陝西は四川での資金確保が必須ではなく、四川への送金を必要としないから、陝西の預り状が優位性を持つ局面は存在しないのである。

以上によって、送金上の効果としては同じはずの成都振出の預り状と秦州振出の預り状では、成都振出の方が優位性をもつことは明らかである。つまり、四川の特質からだけならば、預り状は、成都振出でも秦州振出でも効用上の差異はないけれども、銀の買付地が複数あるために、成都振出の方が優位となるのである。この結果、陝西振出の預り状は存在意義が相対的に低下し、四川振出の預り状によって代替され、減少へと向かう。この中では、かつては送金のために四川において陝西振出の預り状の到来を待っていた陝西からの塩商人がいたとしても、その商人はそうした動向に追従せざるをえない。

こうした傾向は、銀を調達しようとしている地方機関を有する他の四川の都市でも同様である。この結果、四川と内地との間で利用される預り状すなわち交子は、四川の主要都市において振出される形態へと集束していく。

4 交子の貨幣化と官営化

(1) 交子の貨幣化と突合せ用文書の消滅

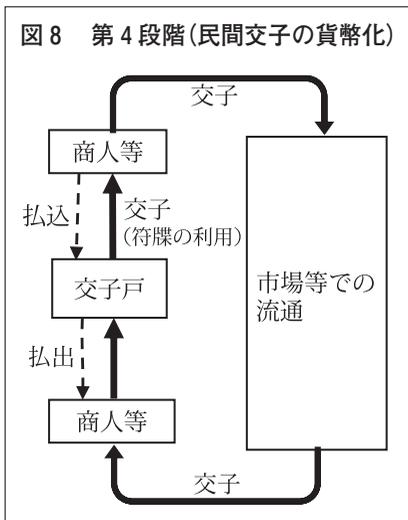
ここまで述べてきた交子は、為替文書であって、貨幣ではない。現地で銅銭あるいは鉄銭に交換されて、はじめて貨幣に転換されるだけである。特に、為替の参画者以外の人々にとっては、交子は不可解な紙切れにすぎない。また、内地では、それが成都振出で鉄銭を成都で獲得できる文書だと説明されたところで、交易商人を除けば、その利用価値は全くない。しかし、成都では、成都振出の交子による送金が繰り返されていくうちに、為替の参画者の周辺の関係者がその紙片の価値を理解しはじめる。

ここに、交子発展の「第4段階」として、交子は、成都の振出人つまり鉄銭

の預り人のところで払出がなされる有価文書であることが、成都において理解されはじめる。当初は、成都の多くの商人は、過去からの連続性の中で、重くて不便な鉄銭での決済になお固執したであろう。しかし、交子に対する鉄銭の為替上の払出実績を理解するにつれて、交子が成都内部での支払いにも代用的に利用可能で、鉄銭の移動の不便を省くことができることに気付く。こうして、交子による代用的支払が一部にはじまり、拡大し、ついには人々が交子は各取引の決済を代用的にではあれ当面完了させるのだと考えるに至る（図8）。この時、交子は「貨幣」である。

一方で、交子を振出すことを生業とする「交子戸」が出現した。交子成立の過程から考えたならば、交子戸の一部は、遠隔地取引にたずさわる商人がかつて利用した宿や倉庫の関係者であろうし、櫃坊も含まれていたかもしれない。いずれにせよ、交子が貨幣となった後には、交子戸が四川と内地との間の為替業務を担う必要はない。交子戸は、鉄銭を預り、交子を供給し、人々に紙幣使用の利便性を提供し、時には、四川内部のみの為替業務を行うというだけでも経営は成り立つ。

交子の貨幣化と並行して、鉄銭払出に関する事務手続きの簡略化も進行したはずである。すなわち、交子に符牒等を施して、交子の真贋を見極める方法の考案である。『宋朝事実』巻15には、民営時代の交子の様式について、「各自隱密題_レ号，朱墨間錯，以為_二私記_一」（李1985，232頁）としており、各交子戸で符牒や赤と黒の模様を暗号にしたと述べているが、勸合用の合同字号に関する言及がない。これは、交子の発



展過程で合同番号が消滅し、交子の語源上の機能も消滅していたことを示す。それにもかかわらず、この紙幣がなおも交子—付き合わせて交換するもの—と呼ばれているのは、かつて合同番号を施されていたという過去があるからに他ならない。

もちろん、交子は鉄錢と兌換されることが信じられているだけで、実は、その絶対的な保証などありえないのは、近代の兌換券と同じである。いかに誠実な交子戸であっても、預り金が不慮の事故で失われてしまえば、預け金は消失する。ましてや、預け金が投資や浪費に使用されれば、危険性はさらに増大する。『宋朝事實』巻15には、「有_二詐偽者_一、興_二行詞訟_一不_レ少」（李1985、232頁）とあるように、（払出がなされない場合には）詐欺とされて訴訟になることが少なくなかったことを伝える。

それにもかかわらず、交子が消滅したわけではない。いったん貨幣となってしまった交子に対し、その利便性の故に、なお人々は依存し続けたのである。

(2) 国家権力による交子発行権の接収

交子戸の払戻不能に関して、『宋朝事實』巻15には、「或人戸衆、来要_レ錢、聚頭取_二索印_一、関_二閉門戸_一、不_レ出、以_レ至_二聚衆争鬧_一、官為_二差官_一攔_レ約、每一貫多只得_二七八百_一、侵_二欺貧民_一」（李1985、232頁）とあり、「多くの人がやってきて、錢を請求したり、集まって（払出の承認）印を求めたりするのだが、（交子戸は）店を閉鎖して対応しないので、役所が払出を停止させた結果、1貫文あたり700文から800文のみの返還となり、貧民にも被害が及んだ」という。

この記事が示すことは、第1に、交子の使用が、低所得者層にまで拡大していたことである。第2には、権力による交子混乱への介入と交子戸の保護が、権力自らの利益にもなったことである。『宋朝事實』巻15には、交子戸について、「毎年與_二官中_一出_二夏秋倉盤量人夫_一、及出_下修_二糜棗堰_一丁夫物料_上」（李1985、232頁）とあり、交子戸が、「毎年、役所とともに、夏秋の倉庫の調査

時の人夫を手配し、(四川にある) 傷んだ棗堰を修理する人員の費用を負担した。」とする。つまり、権力側と交子戸には既に一定の関係が構築されており、地方機関にとって交子戸は公的費用を負担してくれる存在だったのである。

交子発展の「第5段階」として、交子の発行権が国家に接収される。民間交子の流通上の問題に対して、『続資治通鑑長編』巻101の天聖元年(1023)11月戊午条には、「寇賊守_レ蜀、遂乞_下廢_二交子_一不_中復用上」(李1979, 2342頁)とあるように、寇賊という人物の統治時代には交子廃止論もあった。しかし、『宋朝事實』巻15に、「交子之法、久為_二民便_一」(李1985, 232頁)とあるように、すでに民間で長きにわたり利便を提供してきたとして、国家が発行権を接収する。これが、交子安定化のための措置なのか、あるいは民間交子の問題発生を口実とした国家による発行権収奪なのかは、解釈が分かれるが¹³⁾、いずれにせよ、官交子の発行によって、四川の地方機関は交子の発行利得を得る。

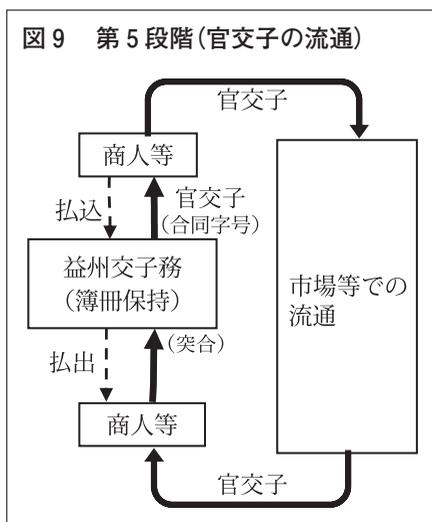
四川の官交子のしくみに関して、『宋朝事實』巻15に引用された上奏には、

自_レ住_二交子_一後、來_二市肆_一經營買賣寥索。今若廢_二私交子_一、官中置造、甚為_二穩便_一。仍乞、鑄_二益州交子務銅印一面_一、降_二下益州_一、付_二本務_一行使、仍使_二益州觀察使印記_一、仍起置_二簿歷_一、逐道交子上、書_下出錢數自_二一貫_一至_中十貫文_上。合用印過、上簿封押。逐旋納_二監官_一處_二收掌_一。候_レ有_二人戸將_二到見錢_一、不_レ拘_二大小鉄錢_一、依_レ例準折、交納置_レ庫收鎖。據_二合同字號_一、給_二付人戸_一、取_レ便行使。每_二小鉄錢一貫文_一、依_レ例剋下三十文入_レ官。其回納交子、逐旋毀_二抹合同簿歷_一。

とあり(李1985, 233頁)、これによれば、「民間の交子を停止した後、経済活動が停滞したので、地方機関に(交子を発行する)部署を設置し、(国が)益州交子務という銅印を作り、益州(成都)に送って使用させ、益州観察使には(交子に)公印署名させる。また、簿冊を作り、各交子の上には1貫文から10貫文までの額面を書き、合用の割印を施す際には、簿冊にのせて押し、事務

手続を定めて交子を担当官に納め、その管理とする。(交子の) 交付申請者が銭を持参すれば、小鉄銭大鉄銭にかかわらず、慣例に従って換算し、鉄銭を収納して保管する。合同番号をもとにして、人々に交付し、使用させる。(民間交子時代の) 慣例によって、鉄銭1貫文あたり30文を同時に徴収する。回収した交子は、事務手続を定めて合同の簿冊から抹消する。」としている。そして、『続資治通鑑長編』巻101の天聖元年

(1023) 11月戊午条に「始置益州交子務」(李1979, 2343頁)とあるように、天聖元年(1023)より、この方法によって官交子発行の運営がなされることになった(図9)。合同番号が採用されたのは、兌換の際の真贋確認を重視したためであろう。こうして、四川の交子は安定的に流通し、後には四川以外にも流通した(加藤1953, 38-42, 53-62頁)。



5 四川商人の為替に対する理解

官交子の発行が始まった頃のこととして、四川と陝西との間の為替に関する史料を検証しておこう。『宋会要輯稿』食貨36の天聖4年(1026)3月6日条には、

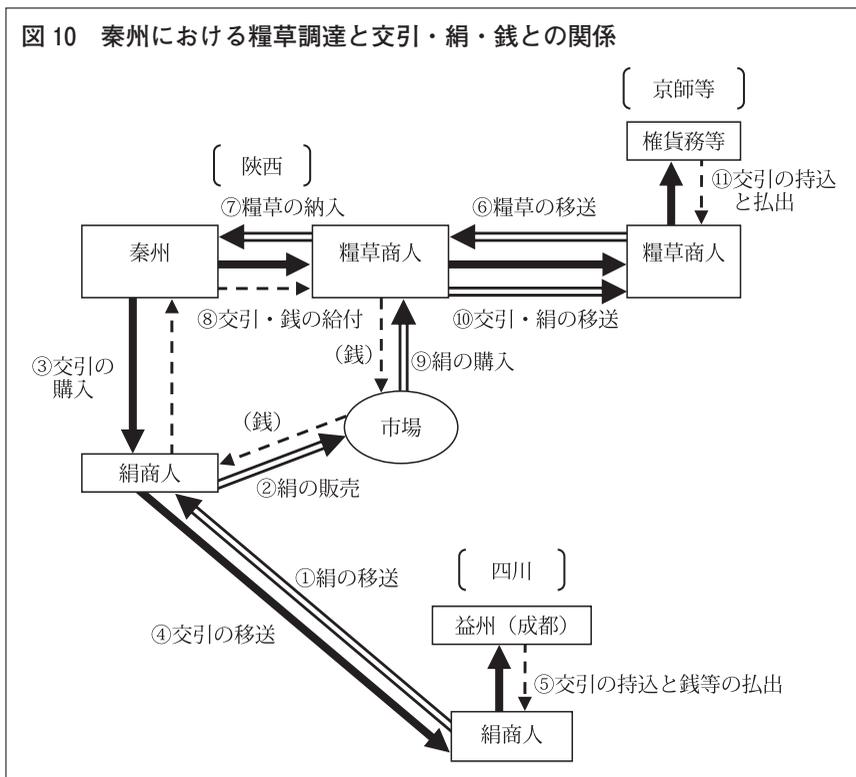
三司言：「陝西西転運司勘会：『轄下秦州所入納糧草，取客穩便指射，赴永興・鳳翔・河中府及西川嘉・邛等州，請領錢数。準益州転運司牒：近就益州置官交子務，書放交子行用，往諸処交易，甚

為_レ利濟_一。当司相度，轄下延・渭・環・慶州・鎮戎軍等五州軍，最處_二極
 辺_一，長闕_二糧草_一。入中客旅，上京請_レ錢，難_レ為_二迴貨_一，兼權貨務支却
 官錢不_レ少。欲_レ乞，許_二客旅_一於_二前項五州軍_一，依_二秦州例_一，入_二納糧草_一，
 於_二四川益州_一支_二給見錢或交子_一，取_レ客穩便請領。候_レ有_二入中_一，并計_二置
 糧草_一，得_レ及_二三年處_一，画_レ時住_レ納。』又拋_二益州路轉運司狀_一：『相度若
 依_二陝西轉運司前項擘劃事理_一，於_二益州_一支_二給見錢或交子_一，別無_二妨礙_一。
 若益州闕_レ錢，当司亦自於_二轄下有_レ錢處州軍_一支般，或支_二交子_一，經久委
 得_二穩當_一。』又知渭州康繼英言：『秦州每年入中，到_二糧草万數_一不_レ少，
 只是招_二誘客旅_一，出_二給四川益州路交引_一，或令_下於_二嘉・邛等州_一，取_レ便
 請_中領鉄錢_上，雖_二虛實錢上量有_二利息_一，且不_レ耗_二京師見錢_一，及不_レ煩_二
 本路支_二撥錢帛_一。川中客旅，將_二到羅帛錦綺_一，赴_二秦州_一貨売，其秦州不_二
 惟增_二添商稅_一，更兼入中到_二糧草_一。今欲_レ乞，於_二本州_一，如_二秦州例_一，
 若有_二入中客旅情願要_二西川交引_一，亦令_二本州雕板支給_一，每_二一交引上_一
 比_二附秦州_一，更給_二虛錢五七百元已來_一，取_レ便，令_下於_二益州或嘉・邛等
 州_一，請_中領鉄錢_上。所_レ貴極辺易為_二招_二誘客旅_一。若川中客旅既來，則本
 州內外糧草，自然豐足，不_レ広_レ費_二京師及本路錢物_一。又必然倍_二增商稅_一。』
 省司今相度：渭州屯泊軍馬不_レ少，支_二費糧草_一浩瀚，秦州頗同。今來康繼
 英所_レ謂，只許_下客旅於_二渭州一處_一入_中納糧草_上。如願_レ要_二上京請_二
 領見錢_一，即便依_二天聖元年五月改法勅命_一，填鑿省降交引取附，給付客人，齎_二
 上京權貨務_一請_二領見錢_一。若或願_下於_二川界_一請_中領鉄錢_上，即依_二未改法已
 前入中糧草支還体例_一，錢數依_二秦州入中例_一出_二給交抄_一，於_二四川益州或
 嘉・邛等州_一，請_二領鉄錢及交子_一使用。如入納糧草及_レ得_二三年已上支遣_一，
 即便住_レ納。仍委_二陝府・益州轉運司_一，相度經久事理申奏。』從_レ之。
 是年秋，三司言：「益州路轉運司奏，秦州客人入_二納糧草_一，乞_下下_二秦州_一
 權住_中入中_上。省司欲_レ乞，依_二環・慶等州例_一，限至_二二月終_一，權住_二入便
 秦州交抄_一。』從_レ之。

とある（劉 2014, 6794-6795 頁）。長文であるので、分けて内容を確認しておくとして、三司（中央財政の最高責任者）の主張内容は、

- ①陝西の転運司（地方機関の最高位の部署）からの報告によると、「秦州での糧草調達では、外地商人が要求すれば、商人は、永興等あるいは四川の嘉州等の地で銭を受け取っているのだが、最近、四川では官交子の使用が始まり、交易に便利である。転運司の考えとしては、領内の渭州や環州等の辺境の地で糧草が不足する中では、（その調達のために）京師あて手形が発行され、商人は京師で銭を受領するのだが、次の買付も難しいし、権貨務での支払額も少なくない。そこで、辺境の5州軍への商人の納入に関しては、秦州の例にならって、四川で鉄銭か交子を払出すこととし、商人を募って受け取らせる。（四川商人による）手形購入をまって、（その資金で）糧草を購入し、3年分が準備できれば、納入停止とする。」という。
- ②これに対して、四川の益州路転運司の意見は、「益州で鉄銭か交子を払出すのは問題がなく、たとえ益州で払えなくても、四川の他の州で払出せるので、長期的安定を得る。」としている。
- ③一方、陝西の渭州の知事である康継英は、「秦州で毎年手形が発行され、糧草購入が大量になされる理由は、商人を引き寄せるのに、「四川益州路交引」が発給されるからである。四川の嘉州や邛州で鉄銭での払出がなされているのは、割増額に報酬が含まれているとはいえ、首都（の権貨務）での銅銭支出負担を軽減し、また陝西での支出上も負担が少なくなる。四川商人は絹を将来して、秦州で販売しているので、商税が増加するのみならず、（役所は）手形交付（による資金）で糧草の買付ができています（図 10）。よって、渭州でも、秦州と同じように、外地商人が四川宛て交引の入手を希望するならば、（渭州が）印刷して交付することを許可し¹⁴⁾ 秦州と同様に、1交引につき500文から700文の割増をつけ、益州等で鉄銭を受領させる（図 11）。高価なものを辺境で交易し、商人を招くわけである。

図10 秦州における糧草調達と取引・絹・銭との関係



もし四川商人が来れば、渭州内外の糧草は増加し、京師や陝西の支出が少なくなるし、税収も増加する。」と述べる。

④以上を踏まえて、三司の意見としては、「渭州が駐屯軍の必要糧草が多いのは秦州と同じである。今、康継英が言うのは、交易商人の渭州での糧草納入のことだけであるが、もし上京して銅銭を受納するのを希望すれば、天聖元年5月の改正法に依拠して、割印付きで三司から送付する取引¹⁵⁾をおさめて、交易商人に交付し、商人が上京して権貨務で銅銭を受納する(図12)。もし、四川の益州等での鉄銭受納を希望した場合には、改正法以前の手形交付と糧草買付方式によって、額面は秦州の例により取引

図 11 四川宛て交子のしくみ

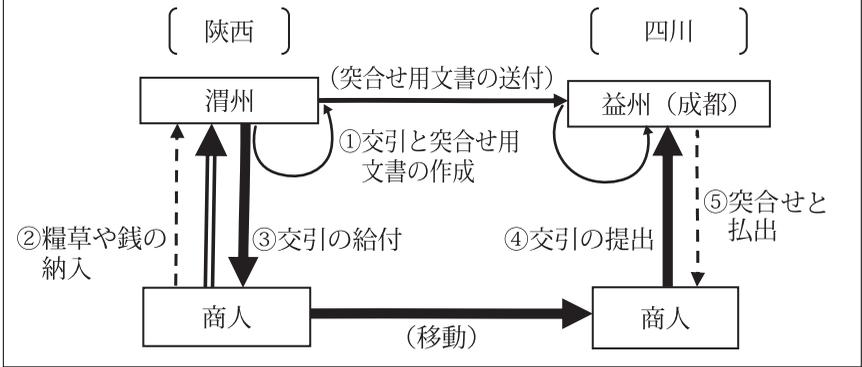
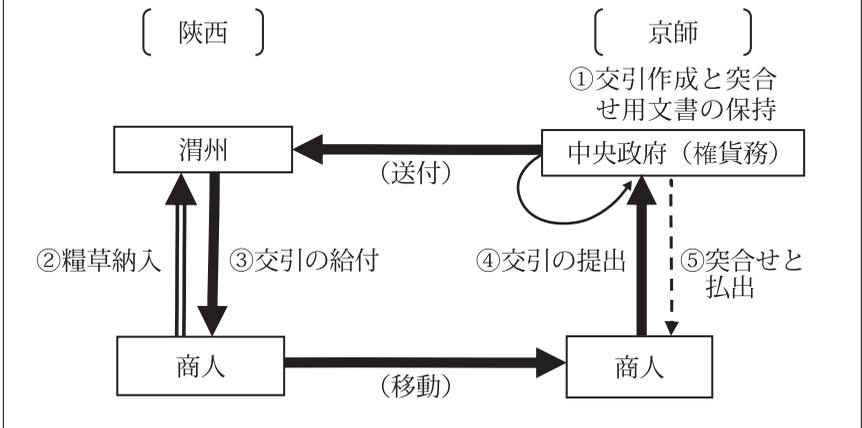


図 12 填鑿省降交子のしくみ



(交抄)を交付し、四川で鉄錢もしくは交子を受納することとする(図11に同じ)。そして、3年以上の(糧草の)使用量を得たところで、買付を中止するという方策について、陝府と益州の転運司に検討してもらい、よい方法を報告させたい。」

というものである。

この三司の上奏に対して決裁があり、おそらく、後には辺境州軍での糧草買付資金を四川宛て交引で調達する方法は採用されたと考えられる。ただし、同年秋の益州転運司の上奏により、秦州振出四川宛て交引の使用は、他の環州等と同じように中止となったとしている。

ここで、四川の益州転運司が、この為替に参画する目的について考えておくと、その負担額は国家全体の会計上で、四川の上供分等として換算される会計制度があったのかもしれないし、あるいは、単純に、四川と陝西との資金の交換—為替—であったかもしれない。後者の場合、四川は、交引を介して四川での鉄銭資金を絹商人に供与する代わりに、内地の通貨である陝西の銅銭資金—あるいは京師宛て銭引（為替文書）—を獲得することになる¹⁶⁾

さて、この四川による四川あて交引の受入目的が何であれ、③に見える天聖年間の官交子開始以前から使用されているという「四川益州路交引」に関して注目すべきは、第1に、その交引を介在とした為替は、四川からの絹商人の活動が基盤になっていることである。第2に、四川の絹商人にとって、四川での払出さえ確保されれば、交引という為替文書の獲得で十分であること、すなわち彼らが為替を理解していたことである。よって、天聖4年(1026)以前から、四川商人は、民間の為替文書を利用して、自らが内地で持つ銅銭資金と銀商人が四川で持つ鉄銭資金とを交換させる為替を理解できたのは確実である。四川と内地を結ぶ為替が、早期に成立し、交子発生の基礎になったという本稿の仮説に対し、この記事は1つの傍証になるはずである。

お わ り に

本稿では、北宋四川の紙幣流通の開始が他地域に先行する理由について、四川の政治的・経済的特殊性に着目する形で検証を進めた。

四川の紙幣の流通は、四川の経済発展を1つの背景にはしているものの、このことでは四川の紙幣の先行的流通を説明できない。むしろ、内地への現銭移

動の制約性と銀調達不可避性を主因として内地での銅銭資金確保の必要性が生じ、そこから民間の為替と各種の為替文書が発生し、それらのうちの四川振出の預り状が内地への送金先の選択肢が多い点で主流となり、さらには鉄銭に対する代用的使用が人々に理解されるに至って、交子は貨幣化したとすべきである。

この仮説によって、四川の民間交子の発生過程は、より整合的に説明できるはずである。

注

1) ①は、斯波 2012, 219 頁等, ②は、宮崎 1943, 326 頁, 日野 1983, 137-138 頁等, ③は、劉 1993, 3-4 頁による。④は、劉森氏は、『統資治通鑑長編』卷 59 景德 2 年 (1005) 2 月庚辰条に「自李順作乱, 遂罷鑄, 民間錢益少, 私以交子為市」(李 1979, 1315 頁)の記事から、李順の乱 (993-995 年) の後として、10 世紀末期の成立説があることを指摘しつつ、交子の界制成立を重視して 1008 年とする (劉 1993, 5-8 頁)。⑤は、日野 1983, 147 頁, 劉 1993, 1-5 頁等, ⑥は、宮崎 1943, 326 頁による。⑦は、『宋朝事實』卷 15 に、民営時代の交子について「各自隱密題号, 朱墨間錯, 以為私記」(李 1985, 232 頁)とあり、これによって「幾分近代の錢票・銀票に類して居た」(加藤 1953, 7 頁)と理解されている。

なお、本稿での史料の読み方については、基本的に引用史料に従ったが、中嶋 2002, 同 2004 等を参照しつつ、判断した。

2) 通説的理解の問題点については、従前より意識されていたが、近年、宮澤知之氏によって明確に指摘された (宮澤 2017, 3-5 頁)。ただし、宮澤氏自身は、北宋四川の交子を紙幣として認めないという立場にあり、これによって四川の先行性自体を否定したのだが、自らが貨幣の定義を「流通手段・支払手段・価値尺度・価値保蔵機能のいずれかを普遍的に有するものを貨幣」(宮澤 2017, 5 頁)としながら、四川交子を「代用貨幣として…本質は紙幣ではない」(同上, 20-21 頁)とするのは均衡を失する。たとえ、四川の交子を紙幣でないと定義するにしても、その特異な文書が四川にのみ発生した理由は説明してもよいと思われる。貨幣の定義は論者によって異なるのかもしれないが、そもそも、多くの貨幣は、その成立過程からみて代用貨幣である。

3) 日野 1983, 147 頁, また、宮澤 2017, 4 頁等にも既に同様の指摘がある。

4) 11 世紀半ばの対西夏戦争を契機として、陝西では大銅銭, 小鉄銭, 大鉄銭が投入され流通した (宮崎 1943, 250-259 頁)。『宋史』卷 180 の錢幣には元祐 6 年 (1091) 条に、「陝西行鉄銭, 至陝府以東即銅錢地」(脱脱 1985, 4384 頁)とあり、陝西は鉄銭流通地

帯で、陝府（陝州）の東が銅銭流通地帯であったとしている。

- 5) 11世紀の陝西でも交子の発行が試されたが、すべて短期間で失敗に終わった。陝西交子とは対照的に、陝西に持込まれた四川交子はある程度流通した（加藤 1953, 35-64 頁）。
- 6) 「唐宋特に宋代に於いて経済界に信義が樹立され、その徴証たる手形の発達しつつあったことを認めてよかろう。さうしてかういふ事情が存したればこそ、成都の豪民十六戸に銭を供託して交子の発行を受け、これを見銭に代へて行使することが容易に行はれたであらう。されば交子…の成立を可能ならしめたのは財界信義の俗であったとしなければなるまい。」（加藤 1953, 6 頁）、また、「益州並びに附近諸都市は四川地方の貨幣流通発達に対し、先導的役割をなしつつあったとはいえ、…京師及び東南諸路の主要諸都市における流通状態に比すれば、そこに多くの遜色が認められた。それにもかかわらず交子はこれら先進諸都市を凌いで、益州を中心に発達した。…四川地方における交子は中唐以来の貨幣経済発達を基礎的前提とし、…銅銭の不足・鉄銭の価値下落を直接の誘因として、急速に発達した」（日野 1983, 147-156 頁）という通説的説明では、結局、何も説明していない。
- 7) 陝西方面への軍需物資輸送に関係した四川商人の活動を通じ、通貨の有価証券としての交子が発生したと説明するが（河原 1980, 15 頁）、前線への軍事物資輸送は首都の開封方面からもなされており、その仮説ならば、首都開封にも同時期に紙幣が発生しなければならないから、整合性を欠く。
- 8) 四川に残存していた銅銭の内地への持出自体は禁止されていないが（宮崎 1943, 298 頁）、持込が禁止されている以上、銅銭の持出は継続しない。なお、本稿における「内地」とは、便宜上、北宋の領域のうち、四川以外を示し、陝西等の辺境の地も含むものとする。
- 9) 四川の絹商人自身が内地での売上金すべてを銀に投じて四川に戻るという場合には、内地での銅銭資金は不要である。しかし、こうした商人にとっても、銀調達はずしでも円滑に進まないし、反対に、銀が内地で売りに出されても、資金が不足しているという事態もあろう。銀が不足すれば、売上金の残余分は現地での預け金とし、反対に買付資金が不足した場合は、現地での借入が発生する。銀の買付商人が内地で利用するのは、この現地での預け金に他ならない。
- 10) もっとも、払出委託文書は別文書で作成されなくても、預り状の余白部分に払出委託文言が書かれる形式でもよい。いずれの形式でも、この段階での為替文書は、なお「付き合わせて交換するもの」である。
- 11) ただし、この段階での交子の譲渡性はなお限定的である。交子の譲渡人と譲受人の間では信頼関係が前提となっており、譲受人は、預り状に示された預り人の名前だけで、見知らぬ譲渡人からただちに交子を手入できるわけではない。
- 12) 先述の『宋史』の「会子、交子之法、蓋有取於唐之飛銭」（脱脱 1985, 4403 頁）の記事の存在にもかかわらず、あえて交子を飛銭から切り離して考えるとすれば、交子は、第3段階の預り状の形式から発展し、預り状は櫃坊の発行のものだという仮説は成立する。ただし、その場合でも、交子は、依然、内地との為替から発生したとしなければなら

らない。本稿では、飛銭の記事との整合性に鑑み、第1段階の存在を推定した。

なお、飛銭の影響のもとで茶や塩の引換券が紙幣的な文書へと接近した以上に、四川では紙幣的な文書が発展していたという説明もあるが（劉 1993, 3-4 頁）、四川のみでの交子が発生したことを整合的に説明できないし、同義反復的である。

- 13) 安定化説は、宮崎 1943, 328 頁等。宮崎氏は、旧銭の回収も目的の1つであるとする（同上, 336 頁）。収奪説は、仁井田 1983, 466 頁。
- 14) この四川宛て交引は、「令_二本州雕板支給_一」という表現から見て、涇州で作成され振出されるものであり、涇州には帰属しないしくみである。よって、商人が交引を四川の益州に持参した際には、益州の払出機関は突合せ用文書が必要であるのだが、その突合せ用文書は、飛銭のしくみと同様に役所間で運送され、四川にもたらされなければならない（図 11）。
- 15) 填鑿省降交引は、「填鑿」が印記の意味であり、また「鑿頭」という語が合同の形式と関連すること（日野 1983, 249-257 頁）、そして「省降」は前後関係から見て中央から地方に送付することと考えられるので、中央政府で合同字号が施され、陝西に送られ、京師に帰属する交引である。よって、払出の際の突合せ用文書は京師の権貨務で留め置かれることになる（図 12）。

この填鑿省降交引と先の陝西振出の四川宛て交引という2種類の交引とでは、陝西への糧草買付を可能にする機能だけを見れば、効用に差異はない。よって、四川での払出についても、四川で交引を振出して陝西に送付し、突合せ用文書は四川に留めておく方法もとれたはずである。それにもかかわらず、康継英が涇州振出の交引の使用を提案しているのは、四川振出の交引では、涇州は、到着を受動的に待つ立場になるという点で制約されてしまうからであろう。

この点、京師に対しては、涇州のこの担当官は、余程の緊急性でもなければ、自ら積極的に振出せる陝西振出の交引の使用認可を要求することは、立場上、遠慮しなければならない。一方、中央政府側も、陝西での交引乱発という危険性を考えれば、涇州に交引振出を認めることはできれば回避したい。この結果、陝西と京師の間で使用される交引は、議論されることなく、京師振出に落ち着くのである。

なお、記事では提案されていないが、もう1つ別の送金方法として、四川の官交子そのものを四川から涇州へ送付する方法もある。それにもかかわらず、この時には官交子の使用を涇州が提案していない理由に関して、宮崎氏は「手数料徴収の上の技術的困難から来た」（宮崎 1943, 349 頁）とするが、いかなる困難なのか、明瞭ではない。むしろ、単純に、しくみ上で、四川振出の交子では涇州にとって制約があるために、涇州側が能動的に発行できる涇州振出の交引の使用を提案したに過ぎないと考えれば、疑問は水解するはずである。

- 16) 四川が陝西での銅銭や銭引を獲得する場合には、四川での払出に対応して、陝西（あるいは京師）で銅銭や銭引を受領する機関（あるいは代理人）が必要である。

引用論文

(日本語)

- 井上正夫 [1993] 「宋代の国際通貨」『経済論叢』第151巻第1・2・3号
- 加藤 繁 [1953] 『支那経済史考証』（下巻）東洋文庫
- 河原由郎 [1980] 『宋代社会経済史研究』勁草書房
- 中嶋敏編 [2002] 『宋史食貨志訳注』（四）東洋文庫
- 中嶋敏編 [2004] 『宋史食貨志訳注』（五）東洋文庫
- 仁井田陸 [1983] 『唐宋法律文書の研究』（復刻版）東京大学出版会
- 日野開三郎 [1983] 『日野開三郎東洋史学論集』第7巻（『宋代の貨幣と金融（下）』）三一書房
- 宮澤知之 [2017] 「北宋交子論」三木聰編『宋－清代の政治と社会』汲古書院
- 宮崎市定 [1943] 『五代宋初の通貨問題』星野書店
- 斯波義信編著 [2012] 『中国社会経済史用語解』東洋文庫

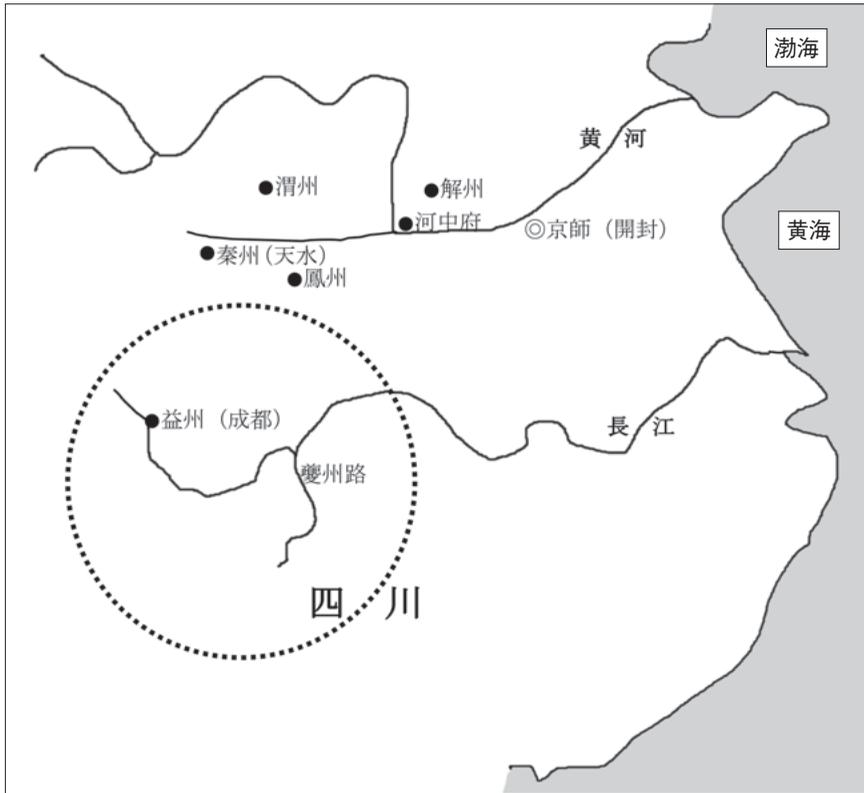
(中国語)

- 漆侠 [1988] 『宋代経済史』（下冊）上海人民出版社
- 劉森 [1993] 『宋金紙幣史』中国金融出版社

引用史料

- 欧陽修他撰 [1975] 『新唐書』中華書局
- 李燾撰 [1979-1995] 『統資治通鑑長編』中華書局
- 李攸撰 [1985] 『宋朝事实』3（叢書集成初編）中華書局
- 劉琳他校点 [2014] 『宋会要輯稿』上海古籍出版社
- 脱脱等撰 [1985] 『宋史』中華書局

参考：北宋略図



(筆者作成)